

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（令和 5 年告示）におけるフッ化物応用・フッ素洗口の位置づけ

本書は、令和 5 年（2023 年）10 月 5 日に全面改正された「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」（厚生労働省告示第 289 号）における、フッ化物応用（フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口、フッ化物配合歯磨剤）に関する主要部分を抜粋・要約したものである。

1. 法的背景

歯科口腔保健法（平成 23 年法律第 95 号）第 7 条に基づき、国は「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」を定める。この告示が全国の自治体や学校における実施方針の根拠となる。

2. 改正の概要（令和 5 年改正）

本改正では、ライフステージを通じた歯・口腔の健康づくり、健康格差の縮小、および PDCA サイクルによる実効性ある施策の推進が重視された。

3. フッ化物応用に関する記述

以下、令和 5 年改正後の告示文における該当部分を抜粋する。

（第 2 章 基本的方向）

「う蝕予防に有効な手段であるフッ化物応用（フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口、フッ化物配合歯磨剤の使用など）の普及を図ること。」

（第 4 章 施策の推進に関する事項）

- ① 乳幼児期：保健指導や健診等の場で、フッ化物歯面塗布等のう蝕予防処置を普及させる。
- ② 学童期・思春期：学校歯科保健活動の中で、フッ化物洗口や歯磨き指導を計画的に実施する。
- ③ 成人期・高齢期：フッ化物配合歯磨剤の適切な利用や、定期的な歯科受診を通じたう蝕予防を促進する。

4. 改正前後の比較

項目	改正前（平成 24 年告示）	改正後（令和 5 年告示）
フッ化物応用の位置づけ	う蝕予防に有効との一般的記載のみ	フッ化物歯面塗布・洗口・歯磨剤を具体的に列挙
実施主体	学校歯科保健の中で示唆されるにとどまる	自治体・学校が計画的に推進することを明記
目的の拡大	う蝕予防中心	健康格差の縮小や社会的要因への対応を追加

5. 注意点（実施上の留意事項）

告示はあくまで推進指針であり、法的強制力はない。したがって、学校や自治体は保護者の同意を得て任意に実施する。教育委員会通知等でも、強制ではなく同意に基づく実施が求められている。

6. 参考資料

- ・厚生労働省告示第 289 号（令和 5 年 10 月 5 日）「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001154214.pdf>